

本稿は、8月28・29日に行われた自治労連第44回定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

## 要求を語り、仕事を語り、憲法の大切さを語り合い、 要求と仕事を通じて憲法を守りいかすとりくみを

### 自治労連愛知県本部

いま、住民と私たちの共通の願いであり切実な課題は、コロナ対応とともに、少子高齢化社会のもとで医療・介護・福祉・保育・年金など社会保障の充実、地域経済を下支えする中小企業への支援、住民のいのちと暮らしを守る公務の充実です。

自治労連が展開してきたこの間の取り組みで、保健師など職員の人員増、労働時間管理の徹底やケア労働者の賃上げなど多くの前進を勝ち取ってきました。

前進の鍵はどこにあったのか。職場からの運動、地域での運動、そして国民的世論の高揚こそが鍵であったと私は考えます。

昨日、愛知の武藤代議員から発言のあった、「子どもたちにもう1人保育士を！」のとりくみは、「子どもたちの育ちを守りたい」「笑顔で働きたい」と願う、保育者と保護者・住民ら、思いを同じくする人たちがつながり、一致点を築き、運動することで、大きく世論を動かし始めています。このとりくみを教訓に、労働組合が主体的に共同と連帯の輪をつくり、社会保障・社会福祉の抜本的な拡充を！の世論をつくり出すことが必要です。長引くコロナ禍と物価高騰から労働者・国民の暮ら

しは疲弊しています。賃金の大幅引き上げとセットで、社会保障・社会福祉の向上・増進を求める要求闘争を大きく位置付け、取り組みを強めましょう。

7月に行われた参議院選挙で改憲を主張する政党の議席が改憲発議に必要な3分の2を超えました。

言うまでもなく現行憲法は、基本的人権の尊重・国民主権（民主主義）・平和主義の三つの基本原理が掲げられ、憲法前文の最後に「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と書かれています。憲法が実質的にいかされた社会を作るために努力することが求められています。憲法が時代に合わないから変えるべきだとの議論もありますが、参議院選挙後の世論調査では、物価高対策・経済政策、年金・医療・介護、子育て・少子化対策をすすめることが国民の多数の声です。憲法が時代に合わないのではなく、今の世の中を憲法に近づけることこそ、今、すべきことです。

公務員は入職する時に憲法を尊重し擁護することを宣誓します。公務員には、憲法違反

に対して抵抗し、憲法の理念と目的を達成するために努力する役割があるのではないでしょうか。

豊橋市職労の憲法学習会で講師をされた水谷陽子弁護士が「自治体労働者は、人権を保障する仕事がいちとできているのか、住民の人権保障のために政治が行われているのかとチェックする重要な役割がある」と話されました。私たちはこのことを、改めて胸に刻む必要があります。

とはいえ、いま家庭や職場で、憲法を語ることができているのでしょうか。憲法を意識しながら仕事ができているのでしょうか。ともすれば、憲法という言葉自体を政治的だと敬遠し、労働組合が憲法の大切さや、9条や25条の大切さを訴えれば訴えるほど、敬遠される状況があるのではないのでしょうか。

日々の仕事や生活すべての根底にあるのが憲法だと、一人ひとりが認識しながら、地に足の着いた議論と運動をしていくことが必要です。

この間、自治労連の青年未来づくりプロジェクトが「住民のため、自分のため、いい仕事とは何だろう」をテーマに、自治労連の根幹とも言える民主的自治体労働者論の学習と継承をめざして各ブロックで進められ、青年に公務の大切さへの確信が生まれています。10月には4年ぶりに自治研全国集会が行われます。労働組合として、職場で、私たちの働きがいと住民のためにどんな制度が必要か、どういう対応ができればいいか、どんな職場に変えることが必要か、語り合うことから始めることが大切です。

しかし、「住民のためにいい仕事がしたい」と思っても、人員不足で日々の業務に追われ、

語り合う余裕もないというのが、多くの職場の実態です。人員増は、賃上げと並ぶ、組合員の切実な要求です。私たちが、健康で、笑顔で、誇りを持って働き続けるために、人員増を求めることが、住民のいのちと人権を守る仕事を進め、憲法を生かすことに結びついています。

労働組合は、やっぱり要求がスタートです！まず、組合員の切実な要求を職場で語り合うことが大切です。そして、私たちの要求が、実は憲法に直接つながっている、という議論を職場で大いに進めることが、憲法を守ることにつながっていきます。要求を語り、仕事を語り、憲法の大切さを語り合い、要求と仕事を通じて憲法を守りいかに取り組みを発展させましょう。

愛知からもこの取り組みを職場から地域へすすめる決意を表明して発言とします。